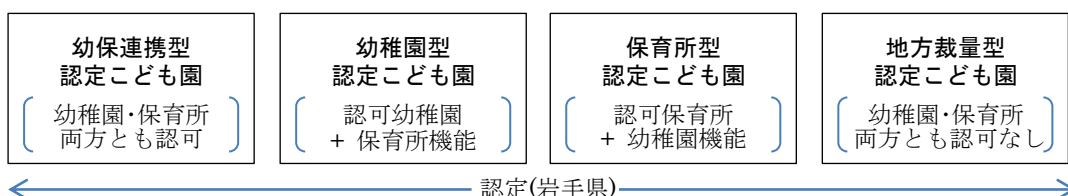


## 盛岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に 関する基準を定める条例（新規）について

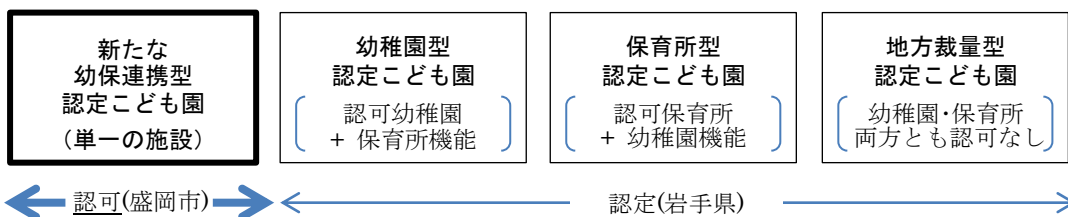
認定こども園は，認定こども園法第3条の規定に基づく認定を受けた施設で，幼保連携型，幼稚園型，保育所型，地方裁量型の4種類があります。

### 【現行】



このうち，幼保連携型認定型こども園は，幼稚園と認可保育所が一体的に設置されて施設で，現在は岩手県が認定していますが，新制度下の新たな幼保連携型認定こども園は盛岡市が認可することになります。これに伴い，設備及び運営の基準を盛岡市が定めることとなります。

### 【新制度】



新たな幼保連携型認定こども園は，その質を確保し，向上させる観点から，現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で，幼稚園と保育所の基準のいずれか高い水準を引き継ぐ等の方針で国の基準が定められています。

### 【検討にあたっての視点】

○乳児室の面積基準についてどのように考えるか。

- ・国の基準 — 「乳児室 1.65 m<sup>2</sup>/人，ほふく室 3.3 m<sup>2</sup>/人」
- ・盛岡市の現行基準 — 「乳児室又はほふく室 3.3 m<sup>2</sup>/人」

平成23年10月の厚生労働省からの技術的助言において，新たな保育所の設置認可にあたっては，0歳児及び1歳児の定員のうち，ほふくをする子どもに対しては，ほふく室又は3.3 m<sup>2</sup>の面積を確保できるよう審査することとされ，面積基準は，入所児童のほふくの状況によって判断することとされました。

市では，盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の制定（平成24年12月）に当たり，適切なほふく開始判断が難しいことや乳児の保育環境を考慮し，乳児室又はほふく室の面積を1人につき3.3平方メートル以上と規定しています